

# 利用約款

## 第 1 条(目的)

株式会社ゲオペイメントサービス(以下「当社」といいます。)は、プリペイド機能を有するカード「Lueca」によるお取引を、本約款に従って取扱うものとし、Lueca を所持されている方(以下「お客様」といいます。)は、本約款によりお取引していただくものとします。なお、Lueca のお取引に際し、本約款をお客様と当社との契約の内容といたします。

## 第 2 条(ご利用できる店舗)

Lueca は第 4 条の取扱店マークの掲示されている店舗およびサービス(以下「Lueca 取扱店」といいます。)でご利用できるものとします。Lueca 取扱店については、当社ホームページ(<http://lueca.jp/>)に記載の他、本約款第 18 条の記載のお問合せ連絡先からもお問い合わせいただけます。

## 第 3 条(Lueca への入金)

1. お客様は、当社所定の Lueca 入金取扱店において現金を支払い、各 Lueca 入金取扱店所定の入金登録を行うことによって、Lueca に電磁的方法でご利用可能残高を増額させることにより、Lueca をご利用いただくことが可能となります。
2. お客様が入金登録を行ったときは、当社は、入金された金額を当社の管理センターのセンターサーバーに記録し、ご利用可能残高を管理いたします。
3. お客様が 1 回に入金できる単位は、1,000 円で、1 回の入金登録上限金額は、40,000 円とします。
4. Lueca に入金登録できるご利用可能残高の上限額は、50,000 円です。
5. お客様が Lueca 取扱店において、買取サービスをご利用された際に限り、買取チャージのボーナス額分を優先し、買取代金の一部もしくは全額を Lueca 残高の上限額まで Lueca への入金登録手続に替えることができるものとします。ただし、上限額を超過した分の買取金額については現金でのお渡しとなります。

## 第 4 条(Lueca の利用)

1. お客様は、下記「Lueca」マークのある Lueca 取扱店において、Lueca に入金登録されたご利用可能残高の範囲内で、Lueca を代金のお支払いにご利用いただくことができます。
2. Lueca をご利用の際は、Lueca 取扱店に設置されている当社指定の端末機によりご利用代金が入力され、当社の管理センターのセンターサーバーのご利用可能残高の減額をいたします。
3. Lueca をご利用になれる Lueca 取扱店は、当社と Lueca 取扱店との新規締結や終了によって、増減することがあります。
4. Lueca と現金を併用してご利用頂けますが、2 枚以上の Lueca を併用してご利用いただけません。

5. Lueca のオンラインサービス利用時は、Lueca 裏面に記載されているカード番号、および PIN コードを利用いただくものとします。

## 第 5 条(ご利用可能残高の確認)

Lueca のご利用可能残高は、Lueca 取扱店に設置されている当社指定の端末機のほか、次の方法よりご確認いただくものとします。

1. Lueca ご利用時に発行されるレシートに記載の残高情報
2. Lueca のオンラインサービス利用時に表示される残高情報
3. 携帯電話およびパソコンで以下の URL にアクセスして表示される残高情報  
<https://pay.geo-online.co.jp/>(携帯電話には一部ご利用いただけない機種があります)

## 第 6 条(Lueca をご利用できない場合)

お客様は次の場合、Lueca をご利用いただけない場合があることを予めご了承くださいものとします。

Lueca がご利用できないことから、お客様に不利益および損害が生じた場合でも、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社または Lueca 取扱店は一切の責を負いません。

1. 法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可抗力、技術上若しくは営業上の事情により、当社が Lueca によるお取引を停止させたとき。
2. Lueca の破損、端末機の故障、通信設備および回線の故障、停電、コンピュータ設備の異常並びにシステムの一部または全部をメンテナンスにより休止する場合等により、Lueca 取扱店で Lueca の記録を読取ること若しくは確認することができないとき。
3. 当社または Lueca 取扱店が、Lueca のご利用ができないものとして指定した商品、サービスおよび金券類(商品券、プリペイドカード等)の金額のお支払いをされるとき。
4. Lueca の有効期限が経過しているとき。
5. Lueca が違法または不正に取得されたものであるとき。
6. Lueca が偽造、変造または不正に作成されたものであるとき。
7. Lueca の不正な目的による使用が疑われ、他のお客様および当社に損害が生じる恐れがあると判断したとき。
8. お客様が反社会的勢力であるとき若しくはお客様が自らまたは第三者をして反社会的行為をおこなうものであるとき。

## 第 7 条(カードの破損等)

1. Lueca の変形、破損等によってカード記録の読取りができなくなった場合、当社は、当社所定の方法でお客様から Lueca 取扱店を通じて Lueca を提出していただくことにより、ご利用可能残高を当社所定の方法により新しいカードに移行いたします。

2. 前項の Lueca のご利用可能残高は、当社の管理センターの残高記録、またはこれから推定される金額とします。
3. Lueca の変形、破損等がおお客様の故意によるものと認められる場合、当社は、本条の取扱いをいたしません。
4. 当社による前二項の取扱いにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当社はその責を負いません。

#### **第 8 条(Lueca 取扱店との紛議の免責)**

お客様が Lueca をご利用された Lueca 取扱店との間の商品、またはサービスのお取引について、返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合であったとしても、Lueca 取扱店との間で解決していただくものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### **第 9 条(第三者利用の免責)**

お客様の Lueca をお客様以外の第三者が利用した結果、お客様に生じた損害について、当社は、その責任を負わないものとします。

#### **第 10 条(紛失・盗難)**

お客様が Lueca を紛失または盗難等された場合、当社は、ご利用可能額の払い戻しは致しません。また、当該 Lueca が後日発見され、この間に第三者に利用された場合、またはその他お客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は、その責を負わないものとします。

#### **第 11 条(換金の原則禁止)**

1. Lueca は、現金とお引換えすることはできません。
2. 前項の定めにかかわらず、Lueca の利用が著しく困難になったと当社が認めた場合、当社は、当社所定の方法で、お客様から Lueca を提出していただくことにより、ご利用可能残高から当社所定の手数料を控除した残高の払戻しをいたします。

#### **第 12 条(有効期限)**

1. Lueca の有効期限は、最終ご利用日(入金登録を含みます。)から 5 年間とします。
2. Lueca の有効期限経過後は、Lueca をご利用いただくことはできません。
3. やむをえない事情により有効期限内にお客様からご請求があったときは、当社は、当社所定の方法で、お客様から Lueca を提出していただくことにより、ご利用可能残高から当社所定の手数料を控除した残高の払戻しをいたします。
4. 前項の Lueca のご利用可能残高は、当社の管理センターの残高記録またはこれから推定される残高とします。

5. 本条第3項にかかわらず、有効期限が経過した場合、当社は、ご利用可能残高の払戻しはいたしません。

### 第13条(Lueca お取扱いの終了)

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、Lueca の取扱いを中断、若しくは終了する場合があります。
2. 前項の場合、当社は法令に従い、所定の方法で、Lueca の払戻しを行うものとし、当該払戻方法等について、お客様に事前に通知し、または周知の措置をとるものとします。

### 第14条(個人情報の取扱い)

1. 当社および Lueca 取扱店は、お客様より収集した個人情報を本条第2項に定める利用目的および別途公表した利用目的にのみ収集し、利用いたします。
2. お客様の個人情報の収集および利用目的は、つぎのとおりです。
  - a. 本約款に基づき Lueca の残高移行、払戻しを行うため。
  - b. その他 Lueca に関する管理および運営のため。

### 第15条(本約款の変更)

1. 当社は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本約款を変更することができます。
  - a. 変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
  - b. 変更内容が本約款に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項に基づいて本約款を変更する場合、本約款を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて(前項 b の場合についてはあらかじめ)公表するほか、必要性があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降にお客様が Lueca のお取引を利用したときは、お客様は本約款の変更に同意したものとみなします。

### 第16条(管轄裁判所)

本約款に基づくお取引に関し、万一お客様と当社との間で紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

### 第17条(ギフトカードの特則)

1. Lueca 券面にギフト金額の記載のあるカード(以下「ギフトカード」といいます。)の場合、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ券面記載のギフト金額が入金されているため、お客様は入金登録手続きをとることなく、Lueca をご利用いただくことができます。
2. ギフトカードの場合、券面記載のギフト金額は、当社の管理センターのセンターサーバーに記録されております。
3. 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、お客様が利用または入金手続きをされていないギフトカードの有効期間は、カード券面に記載された日となります。なお、お客様がギフトカードを利用し、または入金手続きをされたときは、第 12 条第 1 項に従い、有効期限は、最終ご利用(入金登録手続きを含む。)日から 5 年となります。

## 第 18 条(お問合せ先)

Lueca およびご利用約款等に関するお問合わせ先

株式会社ゲオペイメントサービス

〒170-0005 東京都豊島区南大塚三丁目 53 番 11 号

プリカ事務局 0570-001-293(9:00~17:00 土・日・祝・年末年始休み)

附則 本約款は、2016 年 1 月 1 日から適用します。

附則 (2020 年 1 月 24 日改訂) 本約款の改訂は 2020 年 4 月 1 日から適用します。

2016 年 2 月 18 日改訂

2016 年 7 月 11 日改訂

2020 年 1 月 24 日改訂